一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新溝谷2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鹿児島県霧島市隼人町東郷
字石元　七三〇番四
七三二番一
七四二番
七四三番二及び七四三番三
七四四番一及び七四四番二
七五三番
八一七番一
字勢溜
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号を順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県霧島市隼人町東郷
字山口　六六七番二地先水路敷　一号及び二十六号
字石元　七二一番地先水路敷　二号から五号まで
七二二番
七二五番二
七一九番七
七三三番四
七三三番一
七五三番
七四〇番
七一九番二
七一九番一
七一九番一地先道路敷
七一六番地先道路敷
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ原第1小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県垂水市二川
字寺下　二六二番　一号
二五六番　二号、九号から十一号まで
二五七番二　三号、四号及び八号
二六〇番　十二号及び十三号
二五五番一　十四号
八一番　五号
字上ノ原　八二番　六号
一三〇番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上之河原谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第二百五十一号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本
字白坂口　一二五〇番一地先道路敷　一号及び四号
一二五〇番　二号及び三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
能野第3小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷
鹿児島県西之表市住吉字川頭
一四四一番二
一四四三番
一四四八番五
一四五七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県西之表市住吉字川頭
一四三八番一　一号
一四四一番二　二号
一四四八番三　三号及び四号
一四四八番二　五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田之畑川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号を順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県指宿市東方
字迫村上　一五一五番一地先道路敷　一号及び六号
一五一五番一　三号から五号まで
六(一)　字迫村前　一四九二番
砂防法第二条の土地に係る河川の名称
久志川4
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡宇検村久志
字中又　三六五番四　一号及び二号
字杯木戸　五六九番　三号から八号まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
前山第2小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市住用町大字市
字前田　七五四番イ　一号、二十三号及び二十四号
七二二番　二号及び三号
七二一番ロ　四号
七二六番　五号
七四四番　十二号
七三五番　十三号
七三四番　十四号
七三一番　十五号及び十六号
七三〇番　十七号から十九号まで
七二九番　二十号
七二八番　二十一号
七二四番　二十二号
字白畑ケ
一〇八三番　六号及び七号
一〇八二番　八号
一〇七八番　九号から十一号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾川内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県出水郡長島町下山門野
字尾川内　一九八八番　二〇〇六番
二〇〇八番
二〇〇九番
二〇一三番から二〇一五番まで
二〇一八番
二〇一九番一
二〇三九番一
二〇四一番
二〇四四番一から二〇四四番三まで
二〇四五番一
二〇四六番
二〇四七番一から二〇四七番四まで
二〇四八番
字上尾川内
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県出水郡長島町下山門野
字上尾川内　二〇二七番地先河川敷　一号
二〇二七番　二号
二〇二四番　三号及び十号
二〇二六番　四号
二〇二五番一　五号及び八号
二〇四五番一　六号
二〇二五番二　九号
二〇二二番　十一号
字尾川内　二〇一九番二地先水路敷　七号

○海上保安庁告示第二百六十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十二年十二月二十一日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　博多港中央航路第七号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北東方約二四〇メートル）
北緯　三三―三七―一二
東経　一三〇―二二―五八
変更した事項
位置　正規位置の一一二度約一〇〇メートル
変更年月日　平成二十二年十一月一日
記事　一時変更

名称　海南南防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港海南区（海南南防波堤外端）
北緯　三四―〇八―四〇
東経　一三五―一一―〇四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二日